平成２２年（フ）第１６０３号
京都市中京区西ノ京冷泉町138番地２　第一冷泉マンション205号
債務者　鈴木　美苗
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番18―403号
債務者　大垣ひろ子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３０号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目35番15号、前住所京都市西京区大枝北沓掛町１丁目５番地１　サンシティ桂坂ロイヤル壱番館502号
債務者　新林　義則
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５６号
兵庫県尼崎市今福１丁目２番10―303号
債務者　鹿子木辰男
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６４号
兵庫県芦屋市呉川町３番９―402号、前住所兵庫県芦屋市平田町２番８―102号
債務者　梨木　伸治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７３号
兵庫県西宮市馬場町１番28―901号、前住所兵庫県神戸市灘区琵琶町３丁目１番９―506号
債務者　髙根　弘二
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７６号
兵庫県西宮市上ヶ原五番町３番４号
債務者　太田　真一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９２号
兵庫県尼崎市立花町２丁目７番１号　アーク立花501
債務者　山北　宏美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９８号
兵庫県西宮市本町９番５―503号
債務者　田村　香果
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８５号
鳥取県鳥取市卯垣４丁目352番地、旧住所大阪府大阪市東淀川区柴島１丁目１番８―305号
債務者　中川　太一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９５号
鳥取県鳥取市瓦町715番地　協和マンション301号、旧住所鳥取県米子市永江118番地
債務者　長岡　和好
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
鳥取県鳥取市国府町町屋274番地、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺146番地14　ヴィラ　ケイ102号
債務者　服部　浩子（旧姓大星）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目386番地
債務者　尾﨑　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２４号
愛媛県松山市南町１丁目２番15号　桜荘22号
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３７号
愛媛県松山市松末２丁目１番29号
債務者　八束　周二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６１号
愛媛県松山市久万ノ台176番地４　ロイヤル・アネックス503号
債務者　丸山　　徹
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６４号
愛媛県東温市横河原275番地２　門田荘１号
債務者　河部　正通
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　松山地方裁判所